

第1回定例会

・審議した議案②

- 【主な歳入】
- ・公共下水道事業費補助金 ▲1140万円
- ・一般会計繰入金 ▲312万円
- ・公共下水道事業費債 ▲1010万円
- 【主な歳出】
- ・下水道管理センター設備改修工事 ▲2110万円
- ・下水道管理センター維持管理業務委託料 ▲132万円

- 【主な歳入】
- ・令和3年度公共下水道特別会計補正予算(第2号) 2530万円が減額され、予算の総額が2億6985万円になりました。

- 【主な歳出】
- ・若佐簡易水道区域拡張事業費負担金 ▲6695万円
- ・若佐給水区配水管実施設計業務委託料 ▲379万円
- ・若佐給水区送水管敷設工事 ▲545万円

- 【主な歳入】
- ・令和3年度介護サービス事業会計補正予算(第3号) 1572万円が減額され、予算の総額が2億5247万円になりました。

- 【主な歳入】
- ・特別養護老人ホーム利用料(介護給付費) 560万円
- ・特別養護老人ホーム利用料(自己負担金) 322万円
- ・一般会計繰入金 ▲2660万円

- 【主な歳出】
- ・給与費(一般職、第2号会計年度任用職員) ▲1123万円
- ・代替人夫報酬 ▲272万円

令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 34万円が減額され、予算の総額が9116万円になりました。



これら4件については、令和3年度人事院勧告に基づく国の対応に準じて、町職員の給与や手当などの改定を行うため、関係する町の条例を改正するものです。

例年では、勧告年の12月1日までに国会にて改正法が成立し、12月開催の定例会にて条例改正を行うところ、昨年の衆議院解散総選挙の影響で臨時国会が12月にすれ込み、また年末前の新型コロナウイルス感染症の減少傾向で消費拡大が期待される中のボーナス引き

- ・再任用職員、任期月職員 72.5分の10
- ・特別職、議会議員 222.5分の15

第1回定例会

・審議した議案①

第1回定例会が3月7日から14日の間で開催され、議案20件、同意1件、意見案1件、決議案1件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

- 【主な歳入】
- ・法人町民税(現年度課税分) ▲1993万円
- ・普通交付税 2億7394万円
- ・土地改良事業等分担金 ▲1563万円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1007万円
- ・社会資本整備総合交付金 ▲2645万円
- ・財政調整基金繰入金 ▲1億9201万円
- ・備荒基金超過納付金繰入金 ▲2921万円



町民センター集会室を集団接種会場に

- 【主な歳出】
- ・財政調整基金積立金 1億8200万円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料 985万円
- ・若里基線道路改良舗装工事 ▲4338万円
- ・遠軽地区広域組合負担金(消防費) ▲1744万円
- ・介護サービス事業特別会計繰出金 ▲2660万円

予算

審議した議案

長期化する新型コロナウイルス感染症
新たな集団接種会場を設置し、3回目のワクチン追加接種を開始

議案質疑の中から



◎学校支援員について

【但木】 学校支援員報酬が減額補正となった根拠は、当初に見込んでいた支援を要する子どもの人数が減ったことで、支援員を採用しなかったのでしょうか。

【答弁】 採用した支援員の人数が、当初に見込んでいた人数より少なかったということです。

【但木】 そうなると、支援を必要とする子ども達にに対し、支援員が足りていなかったということでしょうか。

【答弁】 本来は支援員をもう1人採用し、手厚く支援をしたかったのですが人材が見つからなかったため、やむを得ずその人数で進んだということです。



【但木】 新年度に向けても、引き続き、手厚い支援をしていくために、支援員の募集や人材探しをするということでしょうか。

【答弁】 人材探しは十分に行っており、なかなか見つからない状況ですが、限られた人数で手厚く支援いただけていると感じています。

- 令和3年度簡易水道特別会計補正予算(第3号) 7738万円が減額され、予算の総額が3億2088万円になりました。

- 【主な歳入】
- ・若佐簡易水道区域拡張事業費補助金 ▲2678万円
- ・佐呂間簡易水道基幹改良事業費補助金 ▲152万円
- ・若佐簡易水道区域拡張事業費 ▲4020万円
- ・佐呂間簡易水道基幹改良事業費 ▲760万円

条例

人事院勧告に基づく条例改正

- 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正
- 職員の給与に関する条例の一部改正
- 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

下げは、消費拡大の抑制に繋がりがねないことから勧告の実施が延期され、令和4年6月期末手当から減額調整するものです。

主な改正の内容は次のとおりです。

- ①ボーナスの改定
令和2年8月から令和3年7月までの直近1年間の民間と公務の支給状況を比較し、公務の支給月数4.45月に對して、民間の支給割合が4.32月であったことから、公務員の支給月数を4.30月と0.15月引き下げます。(再任用職員は0.1月引き下げ、2.25月。)
- ②令和4年6月期末手当の減額調整
令和3年人事院勧告に基づく改定後の支給月数により算定される期末手当額から、令和3年12月に支給された期末手当額に、同月1日における職員の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額を減じた額とします。

第1回定例会

・審議した議案④

■コロナ禍での消費拡大対策の強化とてん菜の安定的な生産維持を求める意見書

新型コロナウイルスの変異株の感染拡大で、インバウンド需要の低迷や飲食店の利用制限などにより農畜産物の在庫が増大し、農家経済に大きな影響を与えています。

一方、オホーツク地域の基幹作物であるてん菜について、国は砂糖消費の低迷と在庫増大を理由に、馬鈴薯や大豆へ転換し、てん菜の作付け制限をする方針ですが、輪作体系の維持や労働力不足の問題など、転作の対応は困難であることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の消費拡大対策の強化と、てん菜の安定的な生産を持続できる対応を図ることを要望する意見書を可決し、関係大臣宛に提出しました。



■ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

2月24日に開始されたロシア軍のウクライナへの侵略については、連日のように新聞、テレビ等で悲惨な状況が報道されており、このようなロシア軍の侵略は、国際法や国連憲章の重大な違反であり、力による一方的な現状変更は断じて認められることではなく、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態です。

よって、ロシア軍による侵略を強く非難し、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退を強く求める決意を表明する決議を可決しました。

意見書

決議

第1回定例会

・審議した議案③
・町長行政報告

■職員の育児休業等に関する条例の一部改正

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、このうち非常勤業務職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について施行されることから、地方公務員との措置権衡を踏まえ、条例を改正するものです。



その他

■オホーツク町村公平委員会規約の一部変更

オホーツク管内13町村4組合が共同で設置し、地方公共団体職員の勤務条件や不利益処分に関する審査を行うオホーツク町村公平委員会の規約のうち、設置及び運営に要する経常・臨時的経費の分担等についての内容を一部変更するものです。

同意

■オホーツク町村公平委員会委員の選任同意

オホーツク管内13町村4組合が共同で設置し、地方公共団体職員の勤務条件や不利益処分に関する審査を行うオホーツク町村公平委員会委員として、次の方の選任について同意しました。

◎興部町 五島 巧氏

任期については令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。



町長行政報告(要旨)

■新型コロナウイルス感染症の感染確認

年明けからオミクロン株による「第6波」の感染が全国で増加し、北海道に適用された「まん延防止等重点措置」の期間が延長となるほか、2月にはオホーツク管内においても、過去最高を記録した1日の新規感染者数が日々更新されるなど、長引く未曾有の事態に不安が増す状況です。

このような中、本町においても1月9日の週から2月6日の週にわたり、町民5名の方の感染が確認されたとの報告をオホーツク総合振興局から受けたところですが、これらの感染された方については、いずれも自宅で療養され、その後一定の期間を経て療養が解除となっています。

今後も町民に対する感染予防の呼びかけを徹底し、3回目のワクチン追加接種を円滑に進めるとともに、介護、福祉施設はもとより、町内におけるコロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めていきます。



■ブロードバンド光回線

令和2年度から、町内の光回線の未整備エリア解消のため、高度無線環境整備推進事業を活用し、NTT東日本が事業主体となり整備を進めてきましたが、本年2月に事業が完了し、3月15日からサービスが提供開始となります。

本事業の完了により、町内全域での高速・高品質のインターネット接続が可能となりましたので、未整備であった地域の皆さんに積極的に活用いただければと考えています。

■公共事業の執行状況

令和3年度の工事と委託の事業については、総事業件数67件、総事業費6億500万円が発注されました。

事業現場での事故等もなく、さらには新型コロナウイルスによる感染者が発生しなかったことなど、適時の発注に努めたこともあり、全ての事業が無事に完了しました。



《 記載例 》

(表紙)	(本文)
<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する 請願書 (陳情書)</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 に関する請願 (陳情)</p> <p>要旨</p> <p>理由</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日 佐呂間町議会 議長 〇〇〇〇 殿</p> <p>佐呂間町字〇〇町〇〇番地 署名又は記名押印</p>

請願・陳情は、国、道、町政に住民の皆さんの意見や要望を反映させる方法の一つで、個人、団体を問わず誰でも提出することができます。

※陳情書の場合は、紹介議員は不要です。